

ご入居者 各位
ご家族 各位

社会福祉法人 福祉楽団

特別養護老人ホームの面会について

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐためにご協力をお願いします

平素より、福祉事業の運営に格別のご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が増加傾向にあり、当法人の特別養護老人ホーム（ショートステイやグループホームを含む。）では、厚生労働省の指導や、世界保健機関等の基準によって感染症対策を強化しています。

特別養護老人ホームは、その施設の特性からひとたび感染症が発生すると集団感染を招きやすいほか、新型コロナウイルス感染症は高齢者が発症すると生命に重大な危機を招く可能性が非常に高い特徴があります。

つきましては、面会について以下のとおり定めましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 面会の基本的な考え方

面会、施設への立ち入りは施設長（施設管理者）の許可を必要とします。

施設内の状況や面会者の健康状態等により面会を禁止することがあります。

- ① 面会は必要最低限として、原則として控えてください。
- ② 面会を希望する場合は、週1回程度、1回あたり20分以内でお願いします。
（感染の確率を低くし濃厚接触を防ぐためです。）
- ③ 1回の来訪は2名まででお願いします。
- ④ 面会は施設長が定める場所、エリアとなります。
- ⑤ 面会の際は、必ず事前に電話で連絡をお願いします。
→ 複数の面会者が同時に来訪し濃厚接触することを防ぐためです。
- ⑥ ご自身で使用する新品のマスクを持参ください。
→ 外から着用してきたマスクやポケットの中で持参したマスクは施設に持ち込むことはできません。入館時に破棄してください。
面会者にマスクを提供できる在庫の余裕はありません。
- ⑦ 面会時間は10時～17時の間でお願いします。

裏面があります。

2. 面会が許可され、面会をする時の手順

▼ 面会する前の事前準備

- ・新品のマスクを清潔な状態（袋に入った状態）で用意する。
（家や外部で着用してきたマスクを施設に持ち込まないでください。）
- ・荷物や衣類は最小限にする。
- ・手の装飾品（指輪、ブレスレット）ははずす。
- ・腕まくりができる衣類にする。
- ・髪の毛はまとめていただき、眼にかからないようにヘアピンやゴムで結わく。

▼ 施設に着いたら

- 1) 必ず、事務所で職員に声をかけてください。
無断で立ち入ることは絶対にやめてください。
- 2) 職員が面会者の健康状態の確認や聞き取りを行います。

なお、次の人は、面会及び、施設への立ち入りを禁止します。

- ① 37.5 度以上の発熱がある人
 - ② せき、はなみず、だるさなど風邪症状がある人
 - ③ 発熱や風邪症状が回復して、14 日を経過していない人
 - ④ 同居する家族等で発熱や風邪症状のある人がいるとき
 - ⑤ 解熱剤や痛み止めを服用している人
- 3) 厳重な手洗いとうがい、身だしなみの確認をします。
職員が手洗い及び、手指消毒を目視で確認します。
 - 4) 面会は施設長が指定する場所で行うことになります。
施設の食堂部や居室には原則として行くことはできません。
ご入居者の移動が難しい場合は、外階段から居室に案内します。
面会者は、原則としてエレベーターは使えません。
他入居者様との接触、会話などをご遠慮ください。

【ご案内】 ご自宅から介護記録を見ることができます。
ご家族などは、スマートフォンや、ご自宅のパソコンから
介護の記録や日常の様子を見ることができます。
登録の仕方は、施設の相談員までご相談ください。

【おことわり】 職員にはマスクを着用していない人がいます。
施設職員は、健康管理等を行ったうえで、世界保健機関のマスク着用基準によって
マスクを着用しています。ですから、マスクを着用していない職員がいますので
ご理解ください。